

新規需要米の販売等に関する契約書

(農業者) (以下「甲」という。) と (需要者等) (以下「乙」という。) は、甲が生産する令和 年産の新規需要米 (用。以下同じ。) について、以下のとおり、契約を締結する。

1 甲は、令和 年産の新規需要米 トン(作柄の状況等による生産量の増減に応じ、契約数量も変動する。)を、乙に対し、令和 年 月 日までに引き渡すものとする。

種 類: ☐うるち米 ☐もち米 ☐醸造用
品 位: ☐ 以上の品位 ☐定めない
引 渡 時 の 態 様: ☐玄米 ☐精米 ☐もみ ☐その他 ()
販 売 契 約 数 量: 実 kg
販 売 価 格: 円/kg

2 乙は、1により引渡しを受けた新規需要米の全てを、 用として用いるものとする。

本契約に係る飼料用米・米粉用米について、品位等検査を受検しない場合には、以下の品質基準が確認され、契約当事者間で決定されたもの等とする。

【米粉用】

- ① 1.70mm 以上のふるい目幅で調製されていること
- ② 水分含有率が16.0%以下であること

【飼料用】

飼料用米の基準及び確認方法は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領の定めによること

3 違約金について

(1) 取引を履行できない場合

甲または乙の都合により、本契約に基づく契約数量について取引を履行できない(作況変動による減少は除く)場合は、不履行分について60kg(または10a)当たり 円の違約金を甲または乙に支払う。

(2) 目的外使用が行われた場合

乙が甲から買い受けた新規需要米について、2以外の用途に使用(用途外使用の承認を受けた場合を除く)した場合、当該数量について、60kg(または10a)当たり 円の違約金を甲に支払う。

4 その他

気象等の影響により、本契約で定める品位が確保できないことが明らかであるために品位等検査を受検しなかった場合等にあっては、契約当事者間で協議し、その合意をもって引き渡しを行うものとする。

この契約の成立の証として、本書2通を作成し、各々1通を保有するとともに、地方農政局等に写しを提出するものとする。

また、これに合わせて、甲及び乙は、別添の誓約書を作成し、地方農政局等に提出するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 :
氏 名 :
電話番号:

乙 住 所 :
氏 名 :
電話番号:

- (注) 1 複数者間による契約や複数年契約の締結が必要な場合は、その実態に即して、様式を適宜変更しても差し支えない。
2 販売契約数量は、WCS用稲、青刈り稲・わら専用稲については、ロール数、重量(トン)又は束数等により記載すること。